

Jobセンター シャキットと重要事項説明書（別表）

給付内容		給付費	1割負担
基本部分（定員40人以下） 6時間以上7時間未満		¥10,870～ ¥4,500	¥1,087～¥450
職員配置基準 (1.5 : 1)			
加算	初期加算	新規利用の方々が円滑に利用をしていただく為の支援に対する加算（暦月30日間限度）	¥300 ¥30
	福祉専門職員配置等加算	加算（Ⅰ）常勤職員のうち介護福祉士等の割合が35%以上	¥150 ¥15
		加算（Ⅱ）常勤職員のうち介護福祉士等の割合が25%以上	¥100 ¥10
		加算（Ⅲ）生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は、勤続3年の以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所	¥60 ¥6
	人員配置体制加算	一定割合以上の職員配置を行った場合加算	¥2,630～ ¥380 ¥263～ ¥38
	常勤看護職員等配置加算	利用定員に応じ、常勤換算法で算出した看護職員の数をもとに所定単位数に乗じて得た単位数を加算する。	¥300 ¥30
	高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を50 : 1以上配置した上で、その旨を公表している場合	¥410 ¥41
	訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1時間まで) 心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合、自宅を訪問し、状況確認や相談支援事業者への連絡調整などを行なった場合	¥1,870 ¥187
		(1時間以上) 心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合、自宅を訪問し、状況確認や相談支援事業者への連絡調整などを行なった場合	¥2,800 ¥280
	欠席時対応加算	利用者が、予定された利用日に欠席され、事業所が利用者やその家族と連絡を行うなどの支援を行った場合	¥940 ¥94
利用者負担上限管理加算 (月1回を限度)	他居宅系サービス利用に係る負担額との上限管理を行なった場合	¥1,500 ¥150	

食事提供加算	所得区分の生活保護、低所得1、2の方が対象	¥300	¥30
送迎加算	送迎を実施の場合加算（片道）	¥210	¥21
	さらに、区分5または区分6の利用者が60%以上利用されている事業所にて、送迎を実施した場合送迎加算（1）に加えて加算	¥280	¥28
障害福祉サービスの体験利用支援加算	指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合、次のいずれかに該当する支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。 ①体験的な利用支援の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	¥5,000	¥500
福祉・介護職員等処遇改善加算	厚生労働省が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定事業所が、利用者に対しサービスを行った場合	上記算定金額の9.3%	左記金額の1割
減算	定員超過した場合の1回あたりの利用料	利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の70%
	職員配置基準に満たない場合の1回あたりの利用料	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	
	支援計画の不備による1回あたりの利用料	個別支援計画が作成されていない場合	
	身体拘束廃止未実施	身体拘束適正化の措置が未実施の場合	所定単位数の99%
	虐待防止措置未実施	障害者虐待防止措置が未実施の場合	
	業務継続計画未策定	感染症や災害に対する業務継続計画が未策定の場合	
	情報公表未報告	障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合	
			左記金額の1割